1　論理①

□□□□□

あるオーディションの予備審査が行われた。予備審査では，A，B，Cの３人の候補者のうち，本審査に残す者を来場者全員の投票によって決定する。次のことがわかっているとき，ア～エのうち，確実にいえるもののみをすべて挙げているのはどれか。

○各来場者は，本審査に残すに値すると思った候補者を最大３人まで選んで投票することができた。
○各来場者は，少なくとも１人に投票した。
○Aに投票した来場者は，BまたはCにも投票した。
○BおよびCに投票した来場者は，Aには投票しなかった。
○Cに投票した来場者は，Bにも投票した。

ア　AおよびCに投票した来場者はいなかった。
イ　Aに投票した来場者は，Bにも投票した。
ウ　AまたはCに投票した来場者は，Bにも投票した。
エ　Bに投票しなかった来場者がいた。

１　ア，イ，ウ
２　ア，イ，エ
３　ア，ウ，エ
４　イ，ウ，エ
５　ア，イ，ウ，エ

AGAROOT ACADEMY

⑵　行政への関わり方による法律の分類

ア　はじめに

「行政に対してどのような関わりを有するか」という観点から，法律を，①組織規範，②根拠規範，③規制規範に分類する。以下，これらの概要をみていく。

■行政への関わり方による法律の分類　組織規範・根拠規範・規制規範

組織規範	・「組織規範」とは，内閣法，外務省設置法のように，特定の行政機関の組織に関する定めのことをいう ・組織に関する事項は，法規事項※ではない。例えば，内閣が政令で行政組織に関する定めを置いたからといって，直ちに憲法に反するわけではない
根拠規範	・「根拠規範」とは，組織規範があることを前提に，ある行政機関が，一定の行政活動をするに当たって必要とされる根拠規定のことをいい，「作用法」といわれることもある 例：警察官職務執行法
規制規範	・「規制規範」とは，ある行政のやり方について定める規範のことをいう 例：補助金適正化法

※法規事項：国民の自由を制約したり，義務を課したりすることを内容とする事項

第 2 章　行政組織法

第 1 節　はじめに

1　行政主体

行政権は，誰に帰属するのだろうか。行政側の権利義務の帰属主体は誰なのだろうか。これが「行政主体」という概念である。行政主体は，実際には頭脳も肉体も持っていないので，実際に行動する自然人が必要となる。これが「行政機関」である。

「行政主体」とは，行政上の権利義務を負い，自己の名と責任において行政活動を行う法人をいう。

行政主体には，その組織編成や，運営管理について，公正性・透明性・公開性が求められる。行政主体には，国民からの民主主義的統制が及ぶべきであり，国民に対する説明責任が果たされる必要がある。

■行政主体の分類

行政主体	説明等
国	行政主体のうち，最も重要なもの
地方公共団体	一定の地域とそこに住む住民を基礎とし，その地域に関連する事務等を実施する目的をもって設置される公法上の団体（地方自治法2条1項）で，その地域の住民に対して包括的な支配権を有する団体
その他の行政主体	公の資金の出資に基づいて設立された財団的性格の団体としての営造物法人（公団・公庫・事業団等）と利害関係人によって構成される社団的性格の公共組合（健康保険組合等）等の特殊法人がある。その他，独立行政法人，地方公社等がある

2　行政機関

⑴　行政機関の分類

「行政機関」とは，行政主体のために意思決定，意思表示，執行等を行う機関をいう。行政主体が権利義務の帰属主体で，最終責任者であるとしても，実際に行政活動を行う担当者がいなければ成り立たない。

そこで，行政機関が必要となる。この行政機関は，その機能・権限により次のように分類される。

■行政機関の分類

種類	意義
行政庁 （行政官庁）	「行政庁」とは，行政主体の法律上の意思を決定し，外部に表示する権限を有する機関をいう 行政庁は，1人の自然人からなる独任制であるのが一般的であるが，慎重・公正・中立を期すため，複数の自然人からなる合議体の形態をとるものもある 例：（独任制の行政庁）各省大臣，地方公共団体の長，警察署長，税務署長，（合議制の行政庁）内閣，公正取引委員会
諮問機関	「諮問機関」とは，行政庁の諮問に応じて特定の問題に関する審議・調査等を行い，行政庁に対して意見や答申を提示する機関をいう。諮問機関の意見や答申は，行政庁を拘束しない 例：中央教育審議会，法制審議会，地方制度調査会
参与機関	「参与機関」とは，行政庁の意思決定に参与する権限を与えられた機関をいう。諮問機関の場合とは異なり，参与機関の議決は行政庁を拘束する 例：電波監理審議会（電波法 94 条2項）
監査機関	「監査機関」とは，行政機関の事務や会計等を検査し，その職務遂行，権限行使が適正か否かを監査する機関をいう 例：会計検査院，監査委員
執行機関	「執行機関」とは，行政庁の決定した意思を実力をもって執行する機関をいう 例：警察官，消防署員，収税官